

京田辺市

# 介護保険

## サービスガイドブック

2026年度版



### 介護保険の手続きをする窓口

京田辺市健康福祉部介護保険課

〒610-0393  
京田辺市田辺80番地

☎ 0774-64-1373  
FAX 0774-63-5777

### 介護予防や健康、福祉についての相談窓口

地域包括支援センター あんあん 市役所

〒610-0393  
京田辺市田辺80番地

☎ 0774-63-1268  
FAX 0774-63-5777

地域包括支援センター あんあん 常磐苑

〒610-0311  
京田辺市草内五ノ坪6番地

☎ 0774-68-1310  
FAX 0774-68-1360

地域包括支援センター あんあん 宝生苑

〒610-0343  
京田辺市大住内山7番地

☎ 0774-68-0705  
FAX 0774-68-2228

※京田辺市には、地域包括支援センターあんあんが3か所あります。

※令和8年度、地域包括支援センターあんあん宝生苑は施設リニューアル工事のため一時移転します。

詳しくはお問い合わせください。



いつまでも

住み慣れた家 住み慣れたまちで

自分らしく暮らすお手伝い



認知症対応型通所介護

# デイサービスみやまき

認知症の症状があり、日常生活に介助が必要な方にご利用いただく『地域密着型デイサービス』です。地域密着型認知症対応型通所介護とは、認知症があっても可能な限り住み慣れた地域で生活ができるよう、日常生活支援や機能訓練等必要な援助を行う日帰りの通所サービスです。



家庭的な雰囲気や寝たきり予防  
楽しみながらリハビリをすすめます。

通所リハビリテーション(デイケア)

## あおぞら



「デイケアあおぞら」の歴史は長く、介護保険制度施行前の老人デイケアの頃より活動をしており、京田辺市を中心に、精華町・木津川市・井手町をはじめ、和束町・城陽市からもご利用いただいております。ここまでの長い歴史の中で昔から変わらず大切にしているのは「家庭的な雰囲気」です。ただにぎやかにするだけでなく、隣に座ってゆっくり会話をしたり、色々な相談事をしたりと、利用者様同士だけでなく、職員との触れ合いも大切にしている時間として考えて、日々のケアに当たらせていただいております。



## 社会福祉法人 愛育会 特別養護老人ホーム セピアの園

〒610-0312 京田辺市飯岡南原41番地

セピアの園は、常に介護を必要とする方が自立して健康に快適に暮らせることを目標とする福祉サービスをおこなっています。また、ご自宅で介護する方のために日帰りや短期の入所サービスも実施するほか、高齢者の介護相談・ケアプランの作成など介護に関するあらゆる相談をお受けいたします。要介護3～5の認定を受けられ、在宅での介護が困難な方に入所していただき、主に食事、入浴排泄などの身の回りのお世話や、レクリエーションなどのサービスを提供します。

特別養護老人ホーム セピアの園

TEL.0774-65-4881 FAX.0774-65-3841

セピアの園 京田辺市デイサービスセンター

TEL.0774-65-4883



医療法人  
芳松会



# 田辺病院

TANABE HOSPITAL

〒610-0312 京田辺市飯岡南原55番地

TEL.0774-62-0817

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
内科・精神科 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	/
もの忘れ相談 13:00~16:00	/	●	●	/	/	/	/

※もの忘れ相談は予約制です。

# INDEX

## 2 介護保険のしくみ

- 2 介護保険制度のしくみ
- 3 申請の方法
- 5 利用者負担

## 6 在宅サービス

- 6 居宅介護支援
- 7 訪問介護(ホームヘルプ)
- 8 訪問入浴介護
- 8 訪問看護
- 9 訪問リハビリテーション
- 9 通所リハビリテーション(デイケア)
- 10 通所介護(デイサービス)
- 11 短期入所生活介護(ショートステイ)  
短期入所療養介護
- 12 居宅療養管理指導
- 14 特定施設入居者生活介護
- 14 福祉用具貸与
- 15 特定福祉用具購入費の支給(福祉用具販売)
- 16 住宅改修支給

## 18 施設サービス

- 18 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 18 介護老人保健施設
- 19 介護医療院

## 20 地域密着型サービス

- 20 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 20 認知症対応型通所介護
- 21 小規模多機能型居宅介護
- 21 地域密着型通所介護

## 22 利用者負担の軽減

- 22 高額介護サービス費支給
- 23 特定入所者介護(予防)サービス費支給
- 24 低所得者負担軽減

## 25 市の保健・福祉サービス

- 25 紙おむつ支給サービス(市町村特別給付)
- 25 家族介護用品補助金支給事業
- 26 介護予防安心住まい推進事業費助成金支給事業  
高齢者向け居住設備改善費補助金支給事業
- 28 介護予防・日常生活支援総合事業について
- 29 その他の保健・福祉サービス

### 京田辺市

# 介護保険サービスガイドブック

令和8年5月発行

発行

京田辺市／株式会社サイネックス



京田辺市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15  
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 京都支店

〒615-0022 京都府京都市右京区西院平町25  
TEL:075-315-0085

※掲載している広告は、令和8年3月現在の情報です。



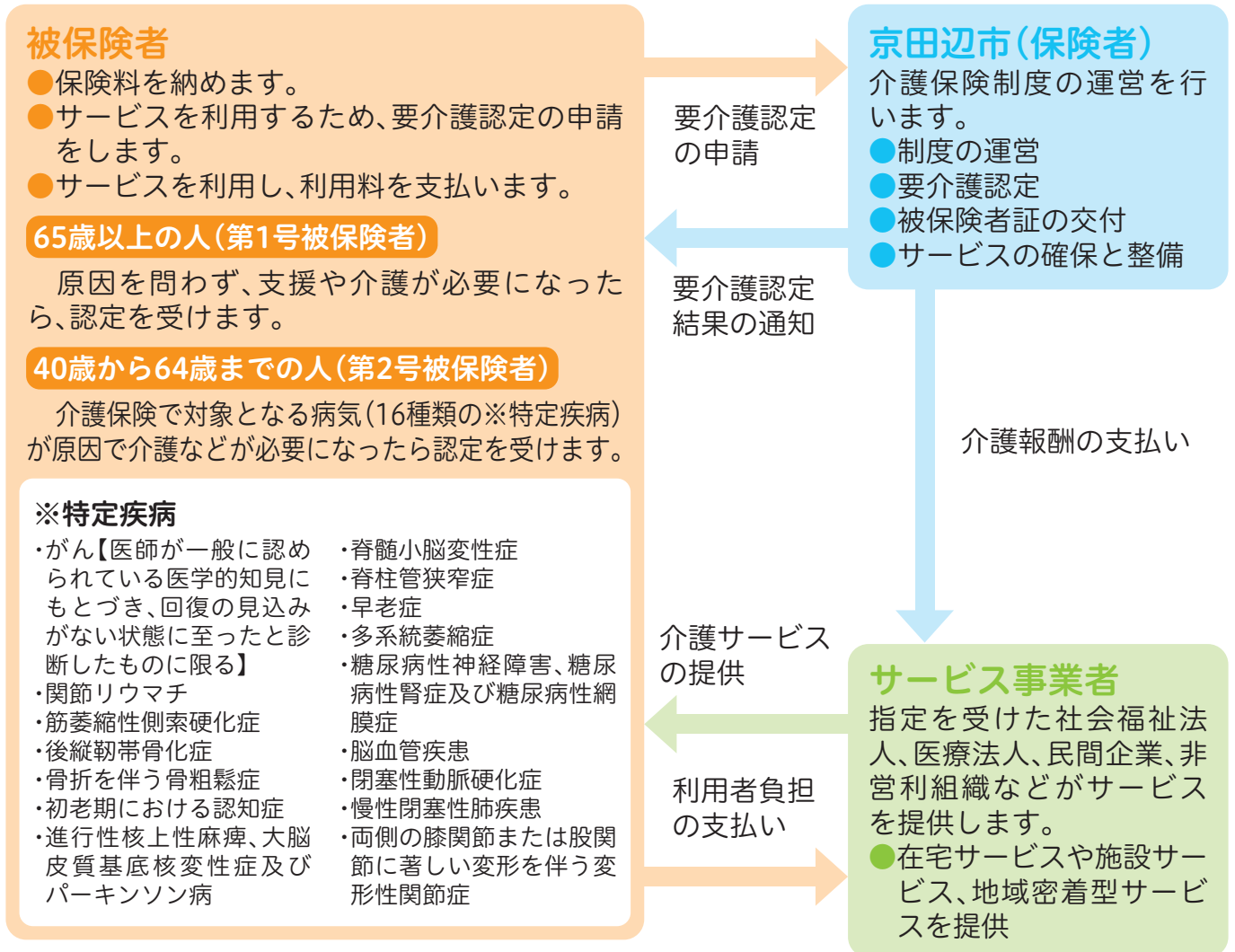
見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

# 介護保険制度のしくみ

介護保険制度の運営は、京田辺市が行います。加入対象者(加入者)は40歳以上のみなさんとなり、介護保険料をご負担いただき、介護が必要になったときは、社会全体で支えます。



(広告)

医師の診察をご自宅でうけることができます  
医療法人柳沢活道ヶ丘診療所

**柳沢 やなぎさわ 在宅クリニック**

**在宅診療対象の方**

- ・病院と通院に付き添いが必要な方(ひとりでの通院が困難な方)
- ・入院中で自宅に戻って療養したい方など

**訪問診察案内 平日10時~16時**  
(緊急住診は24時間365日対応しています。)

「京田辺市」「精華町」「和束町」「木津川市」「奈良市」などのエリアが可能です

精華町祝園長塚16-3  
TEL.0774-98-1557

**住まいの心配 解決します!**

全てのサービス **無料!!**

電話・メール相談

介護施設

同行見学 入居されるまで 全面的にバックアップ

面談

**京都シニア住宅紹介センター**  
京都市東山区今熊野宝蔵町3

フリーダイヤル **0120-993-224**

【運営法人】朝日新聞サービスアンカーASA東山株式会社 HI-TAZ ハイタツ

E-mail: kyotoseniorjyutaku@gmail.com  
HP: <https://seniorjyutakur.jimdofree.com/>

**在宅訪問** 行なっております

**クローバー薬局**

**[本店]**

開局時間 月 火 水 木 金 土

9:00~20:00 ○ ○ ○ ○ ▲ ○ ●

▲:17:00まで ●:13:00まで 定休日:日・祝

〒610-0355 京田辺市山手西2-2-2  
TEL:0774-65-3700 FAX:0774-65-3730

**[東店]**

開局時間 月 火 水 木 金 土

9:00~19:30 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ●

●:12:30まで 定休日:日・祝

〒610-0355 京田辺市山手西2-2-10 日東センタービル1F  
TEL:0774-94-6767 FAX:0774-94-6765

京田辺市 クローバー薬局

# 申請の方法

要介護認定を受けるには申請が必要です。

## 1. 申請

サービスを利用するには、介護保険課で申請手続きをします。居宅介護支援事業所や京田辺市地域包括支援センターあんあんで手続きの代行ができます。



## 2. 認定調査

介護保険課の認定調査員が訪問して、介護を必要とする人の心身の状況をお聞きします。

## 2. 主治医の意見書

かかりつけの医師に、医学的に見た状況などを意見書に書いてもらいます。

## 3. 一次判定(コンピュータ判定)

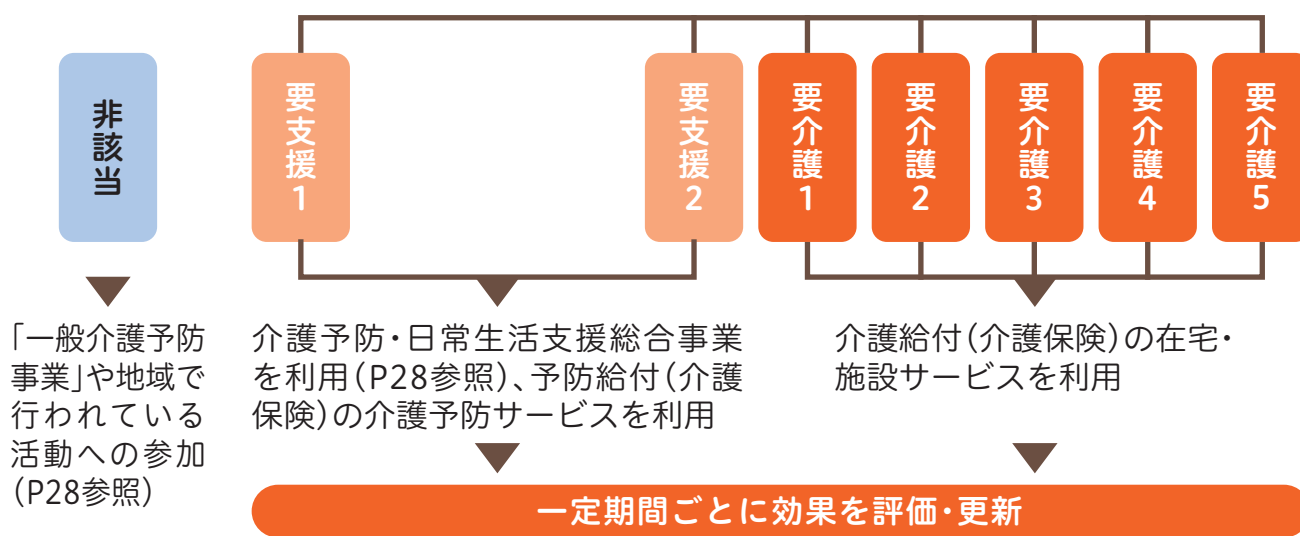
認定調査結果をコンピュータで分析し、要介護状態区分を導き出します。

## 4. 二次判定(介護認定審査会)

保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会により介護にかかる時間(手間)を総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



### 要介護状態区分



### ポイント

- 要介護状態区分は要支援1・2、要介護1～5の計7段階になります。

☑ 申請に必要な書類

マイナ保険証を持っている方

申請区分	提出書類	備考
新規申請 更新申請 区分変更申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険 要介護・要支援認定申請書</li> <li>認定調査のお伺いにあたって</li> <li>マイナポータルよりダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の提示</li> <li>自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報が表示された画面の提示</li> <li>資格情報のお知らせ(本人申請等により交付されている場合は「資格確認書」)の提示</li> </ul>	左記の内 いずれか1つ を提示

マイナ保険証を持っていない方

申請区分	提出書類	備考
新規申請 更新申請 区分変更申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険 要介護・要支援認定申請書</li> <li>認定調査のお伺いにあたって</li> <li>資格確認書の提示</li> </ul>	

書類の提出について

持参・郵送のどちらでも受付します。

- 持参にて申請していただく場合  
京田辺市役所介護保険課(6番窓口)
- 居宅介護支援事業所などにて申請していただく場合(代行申請)  
申請手続きを、居宅介護支援事業所や京田辺市地域包括支援センターあんあんなどで代行して申請することもできますので、ご相談ください。
- 郵送にて申請していただく場合  
以下の住所に郵送してください。申請書はホームページよりダウンロード可能です。  
〒610-0393 京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所介護保険課

(広告)



**さわい内科医院**  
Sawai Internal Medicine

診療時間 月火水木金土日

9:00~12:30 ○○○ / ○○ /

16:30~19:00 ○○○ / ○ / /

**0774-63-7025**

京田辺市花住坂 1-65-13  
虚空蔵谷バス停前

さわい内科医院 検索





医療法人 桜栄会

**山田医院**

診療科目 整形外科・消化器外科

受付時間	月	火	水	木	金	土
9:00~11:30	○	○	○	○	○	○
17:00~19:30	○	○	○	/	○	/

休診日 木・土曜日午後・日曜・祝日

**0774-63-0315**

京田辺市河原神谷11-8



**ちゅうしょクリニック**  
院長 中所 英樹



診療時間	月	火	水	木	金	土
午前診 9:30~12:30	●	●	●	★	●	●
午後診 16:30~19:30	●	★	●	-	●	-

休診:木曜日午後、土曜日午後、日曜日、祝日 ★:心療内科・子育て相談は、完全予約制です。

京田辺市山手西2丁目2-10 日東センタービル2F

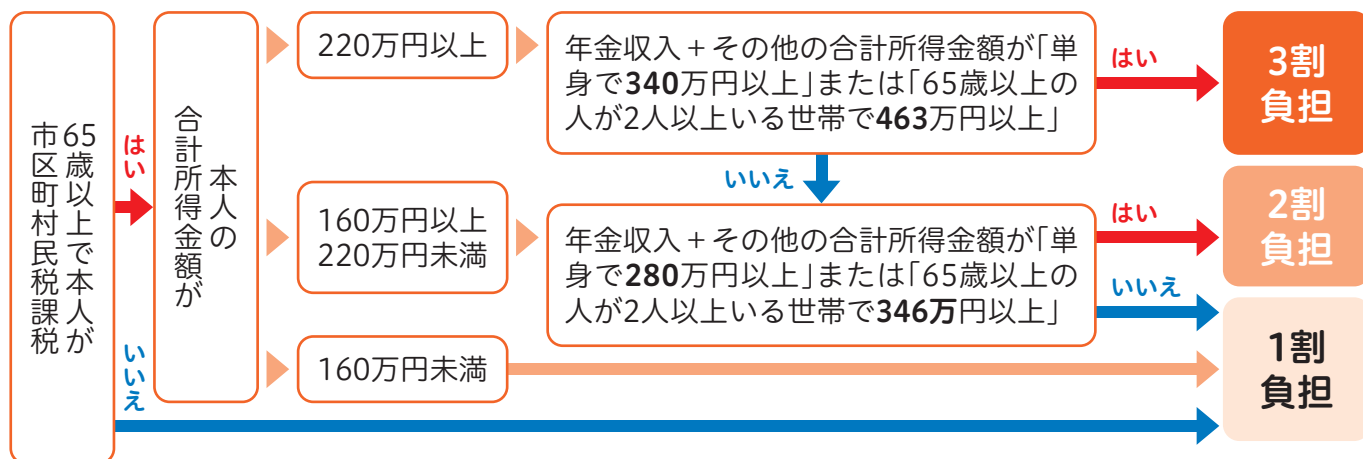
**0774-68-1002**

<https://chusho-clinic.com/> P有

# 利用者負担

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割～3割をサービス事業者に支払います。

## <利用者負担割合の判定基準>



※40歳から64歳までの人は、所得にかかわらず1割負担です。

### 介護保険負担割合証が発行されます。

要介護認定を受けた人に、利用者負担の割合(1割～3割)が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。有効期間は、1年間(8月～翌年7月)です。介護保険のサービスを受けるときは、被保険者証とともに介護保険負担割合証をサービス事業者に提示してください。

## 在宅サービスの費用について

### 1か月の在宅サービスの支給限度額

区分	要介護状態区分	区分支給限度額(1か月)
予防給付 (介護予防サービス)	要支援1	50,320円
	要支援2	105,310円
介護給付 (介護サービス)	要介護1	167,650円
	要介護2	197,050円
	要介護3	270,480円
	要介護4	309,380円
	要介護5	362,170円

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額(支給限度額)が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは利用者負担は1割～3割ですが、上限額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

利用者負担が高額になった時の軽減制度もあります。(P22参照)

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。

# 居宅介護支援

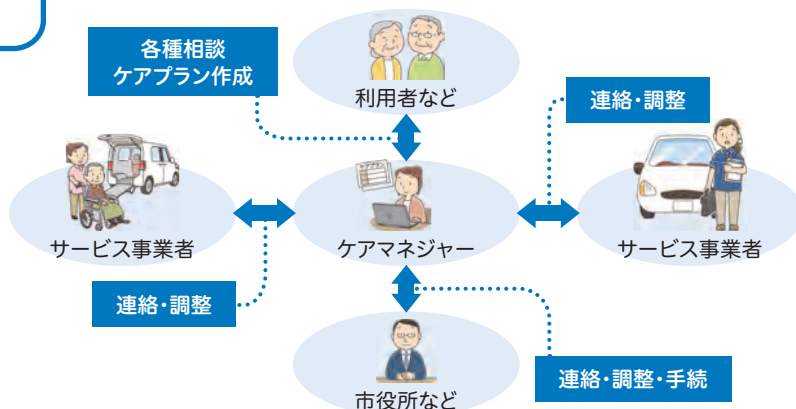
要介護1～5

介護予防支援 要支援1・2

要介護(要支援)認定を受けた人が、介護保険のサービスを利用できるようにケアプランを作成するほか、サービス事業者との連絡調整、各種情報の提供などを行います。

## サービスの内容

- ケアプランの作成
- 在宅サービス事業者との連絡調整
- 介護保険のサービス内容に関する情報提供
- その他、介護に関する相談



相談料やケアプランの作成料などの自己負担はありません。

## ■ ケアマネジャーとは？

要介護(要支援)の状態にある高齢者などやその家族の相談に応じ、その心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護サービス事業者や介護保険施設などと連絡・調整を行う専門職です。

また、介護に関する相談などもしていただけますので、お気軽にご連絡ください。

(広告)

お気軽にご相談ください

**SSO** 一般社団法人  
**せがわ社会福祉士事務所**  
 Segawa Social workers Office  
 地域の皆様と歩んでいきます

京田辺市大住ヶ丘3丁目7-4  
 居宅介護支援事業所  
**みねケアプランセンター**  
**TEL・FAX 0774-77-8222**

**訪問歯科診療**

寝たきりや身体が不自由で  
 通院できない方のために

歯医者さんが **直接** おうかがいします。

詳細についてはお電話でご相談ください  
**☎ 0774-23-5553**  
**☎ 0120-44-8241**

医療法人 谷歯科医院

〒611-0021 京都府宇治市宇治下層5番地 谷ビル  
 宇治市役所前  
 Tel:0774-23-5553 Fax:0774-24-3719  
 http://www.tani-dental.com

院長 谷 昇

YouTube  
 YouTubeで「谷歯科医院」で検索 ホームページ

# 訪問介護(ホームヘルプ)

要介護1~5

訪問型サービス(総合事業)

要支援1・2

ホームヘルパーが居宅を訪問し、居宅で入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。

※要支援1・2の人は、「介護予防・日常生活支援総合事業(P28参照)の訪問型サービス」を利用できます。



## サービスの内容

### ●身体介護

- 食事や入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱や体位変換
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭<sup>せいしき</sup>など

### ●生活援助

- 食事の用意、衣類の洗濯や補修、掃除、買い物
- 主治医や看護師、薬剤師など関係機関との連絡など

※介護予防訪問介護では「身体介護」と「生活援助」の区分はありません。

### ●相談や助言

- 生活上の不安や介護に関する相談など

### ●通院時の乗車・降車等の介助

- 通院などの際の、乗車・降車の介助及び乗車前・降車後の移動の介助

※要支援の人は利用できません。また、移送にかかる費用は別途自己負担となります。

〈広告〉

ねこのて  
NEKO NO TE

介護保険サービス 障害福祉サービス  
身体介護 生活援助 身体介護 家事援助  
自費サービス

訪問介護 **ねこのて**

株式会社 Sincere.ly  
京田辺市興戸下ノ川原81-35 ☎0774-34-2550

ヘルパー募集中詳しくはHPから

Grooove株式会社  
訪問介護 **KonoHa**

介護保険 総合事業 居宅介護 重度訪問介護 移動支援

**ヘルパー大募集中!!**

お気軽にご連絡ください

〒610-0343 京田辺市大住関屋31-4 喜多源第一マンション3-21  
TEL:0774-34-1207 FAX:0774-34-1208

## 訪問入浴介護

要介護 1～5

### 介護予防訪問入浴介護

要支援 1・2

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護が受けられます。(要支援の人は、居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限られます。)

#### サービスの内容

- 看護師などによる健康チェック
- 入浴、洗髪、清拭<sup>せいしき</sup>の介助など

## 訪問看護

要介護 1～5

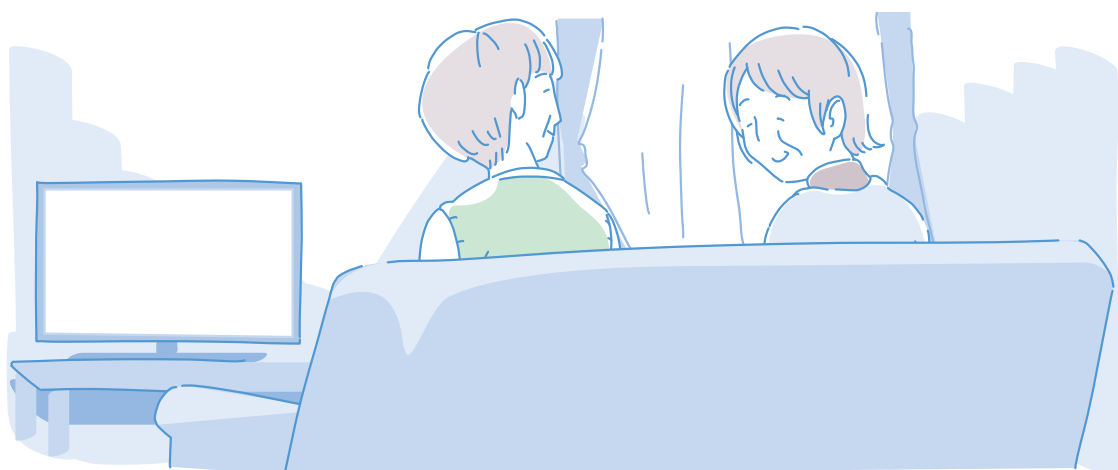
### 介護予防訪問看護

要支援 1・2

疾患などを抱えている人に、看護師などが居宅を訪問して、療養上の(要支援の人には、介護予防を目的とした)支援や診療の補助を行います。

#### サービスの内容

- 健康観察(血圧・脈拍など)
- 機能訓練
- 床ずれの予防や処置
- 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置
- ターミナルケア(終末期医療)



# 訪問リハビリテーション

要介護1～5

## 介護予防訪問リハビリテーション 要支援1・2

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士の訪問による医師の指示に基づくリハビリテーションが受けられます。(要支援の人は、訓練が必要な場合に限られます。)

### サービスの内容

- 手芸、工芸などによる手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練(作業療法)
- マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練(理学療法)など

# 通所リハビリテーション(デイケア)

要介護1～5

## 介護予防通所リハビリテーション 要支援1・2

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが受けられます。(介護予防通所リハビリテーションでは、その他、その人の目的に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)が日帰りで受けられます。)

### サービスの内容

- リフトバスなどによる送迎
- 食事の提供や入浴の介助  
※食事については別途自己負担があります。
- 医師の指示に基づく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練
- レクリエーションなど高齢者同士の交流など



## 通所介護(デイサービス)

要介護1～5

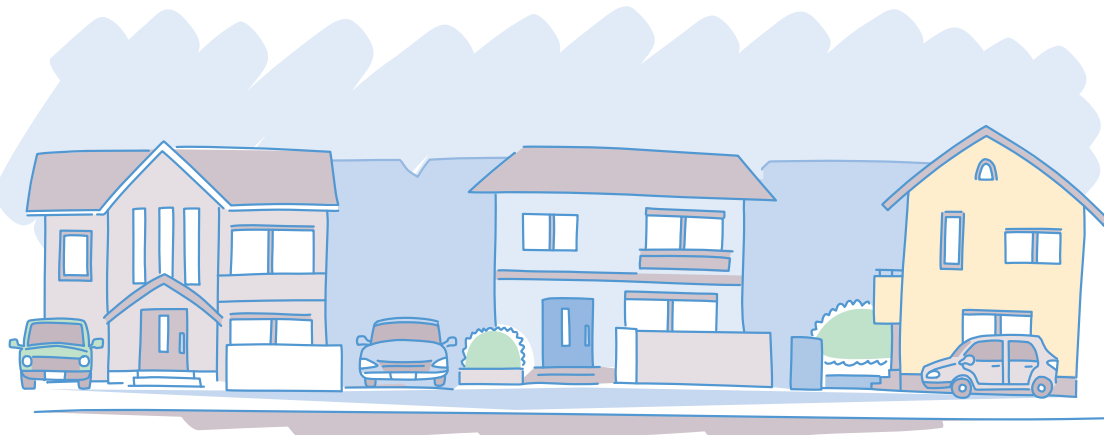
### 通所型サービス(総合事業) 要支援1・2

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

※要支援1・2の人は、「介護予防・日常生活支援総合事業(P28参照)の通所型サービス」を利用できます。

### サービスの内容

- リフトバスなどによる送迎
- 看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- 入浴や食事の提供  
※食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流など



# 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護

要介護1~5

介護予防短期入所生活介護  
介護予防短期入所療養介護

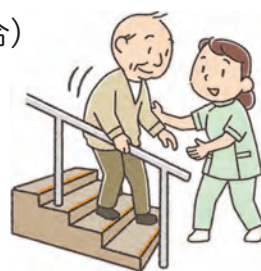
要支援1・2

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練(要支援の人は、介護予防などを目的としたもの)などが受けられます。

## サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介助  
※食費、滞在費については、別途自己負担があります。
- 看護師などによる機能訓練

- 理学療法士などによる機能訓練
- 医師の診療  
(短期入所療養介護の場合)



## ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイはあくまでも在宅生活を継続していくために利用するサービスです。利用するには、下記の点に注意しましょう。

- ショートステイを連続して利用できる日数は30日までとなります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は要介護認定などの有効期間のおおむね半数を超えないことを目安としています。

〈広告〉



医療法人 栄仁会

## メンタルケア新田辺

京田辺市河原受田46-1

### 2F◎ 訪問看護ステーション 京たなべ(認知症・精神疾患など医療、介護援助の訪問看護)

病気や障害を持ちながら、住み慣れたまちで安心して暮らしたいという皆様の願いにお応えできるよう関係機関と連携を図り質の高いサービス提供を目指しています

TEL (0774) 68-4086 担当:脇田

### 1F◎ デイサービスでんでんむし(認知症対応型通所介護施設)

生活に障害があってもその人らしく、生き生きと生活できるように温かく楽しくご利用頂き、また毎日の介護に奮闘されている方々にとって安心して頂けるデイサービスを目指しています

TEL (0774) 64-8205 担当:岩井

※主治医・担当ケアマネジャーとご相談の上、事業所までご連絡下さい。



# 居宅療養管理指導

要介護1～5

## 介護予防居宅療養管理指導

要支援1・2

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の(要支援の人は、介護予防などを目的とした)管理や、指導を行います。

### サービスの内容

- 医師による療養上の管理や指導
- 家族に対する看護方法の指導
- 歯科医師による管理や指導
- 薬剤師による服薬の管理や指導など



#### 回数目安

回数目安	
医師	月2回まで
歯科医師	月2回まで
病院又は診療所の薬剤師	月2回まで
薬局の薬剤師	月4回まで
管理栄養士	月2回まで
歯科衛生士	月4回まで

(広告)

どのような事でもお気軽にご相談下さい。

## かみむら歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	●	●	●	●	●	●
14:30～19:00	●	●	●	●	●	／

休診日 土曜午後・日曜・祝日

八幡市内里南ノ口 32-1

駐車場有り

TEL: 075-982-2227

胃腸内科・内科

医療法人 新田クリニック

Nitta Clinic, (Internal medicine, gastrointestine)

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00 診察・胃内視鏡	○	○	／	○	○	○
13:00～15:30 胃・大腸 内視鏡	○	／	／	○	○	○
17:00～19:30 診察	○	○	／	○	○	／

休診日：土曜午後、水曜、日曜、祝日

京田辺市山手東1丁目6-2  
ハチセンビル2号館1階

TEL: 0774-62-1120

<http://kyoto-n-clinic.com/>

## 在宅で療養管理のお手伝いをします。

### 医師または 歯科医師が 行うサービス

- 医学的な管理を踏まえたサービス計画を作成するためのアドバイスをします。また、サービスを利用する上での注意点や指導を行います。
- 利用者の療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

### 薬剤師が 行うサービス

- 医師または歯科医師の指示に基づいて、家庭を訪問し、薬学的な管理を踏まえた指導計画を作ります。
- 利用者が特別な薬剤(疼痛緩和のための薬)を服用する場合、その使用に関する必要な管理指導を行います。
- 利用者が希望する療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

### 管理栄養士が 行うサービス

- 医師の指示に基づいて、特別食を必要とする利用者に対して家庭を訪問し、具体的な献立を提案します。または実際にその献立に基づいた料理を作ります。
- 利用者が希望する療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

### 歯科衛生士などが 行うサービス

- 歯科医師の指示に基づいて、家庭を訪問し、療養上の口腔または義歯の清掃指導、清掃をします。
- 利用者が希望する療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

## 医療保険からのサービスは利用できません。

介護サービスの居宅療養管理指導を利用する人は、医療保険からの同様のサービス(訪問薬剤管理指導、訪問栄養食事指導など)は受けられません。ただし、居宅療養管理指導に該当しない医療保険による診療は、保険給付が受けられます。

# 特定施設入居者生活介護

要介護1～5

## 介護予防特定施設入居者生活介護

要支援1・2

有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の(要支援の人は、介護予防などを目的とした)支援や介護が受けられます。

### サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介助

- 日常生活の世話
- 機能訓練  
など

# 福祉用具貸与

要介護1～5

## 介護予防福祉用具貸与

要支援1・2

日常生活の自立を助けるための福祉用具などの貸出しが受けられます。

### ●福祉用具貸与の対象品目

◆:要支援1・2及び要介護1の人の対象用具

●:要介護2～5の人の対象用具

■:要介護4・5の人の対象用具

※下記◆印以外については、要支援1・2と要介護1の人は原則として保険給付の対象となりません(ただし、必要と認められる場合は、例外的に対象となります)。

● 車いす

● 車いす付属品

● 特殊寝台(電動ベッドなど)

● 特殊寝台付属品

● 床ずれ防止用具(エアマットレスなど)

● 体位変換器



●◆手すり(工事を伴わないもの)

●◆スロープ(工事を伴わないもの)

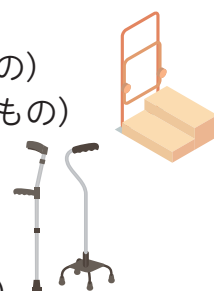
●◆歩行器

●◆歩行補助つえ

● 認知症老人徘徊感知機器

● 移動用リフト(つり具を除く)

■ 自動排泄処理装置



※福祉用具貸与の対象品目によってサービス費用は異なります。

(広告)

福祉用具は...  
1にも2にも  
**サンてらす!**

株式会社 **サンてらす 精華営業所**  
2025年11月開設しました

〒619-0240  
京都府相楽郡精華町祝園西1丁目  
22番地5 寺島ビル 1F102号  
**Tel:070-3332-7731**

営業日:月曜日～土曜日 ※祝日は営業 但し12/31～1/3を除く  
営業時間:午前9時～午後6時

福祉用具のレンタル・販売の  
ご相談お受けします

人と心を大切にする  
株式会社フロンティア

〈京田辺営業所〉京田辺市新西沢12-3リアネスビル1階  
**☎0774-64-6721**

# 特定福祉用具購入費の支給 (福祉用具販売)

要介護1～5

## 特定介護予防福祉用具購入費支給

要支援1・2

入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費の支給が受けられます。

### ●特定福祉用具購入費の支給対象品目

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具
  - ①入浴用いす
  - ②浴槽用手すり
  - ③浴槽内いす
  - ④入浴台
  - ⑤浴室内すのこ
  - ⑥浴槽内すのこ
  - ⑦入浴用介助ベルト
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具部分
6. 排泄予測支援機器

※対象となる福祉用具を購入した場合、同一年度で10万円まで申請できます。  
※原則として、同一品目の福祉用具の購入はできません。

### 福祉用具は指定された事業者で購入しましょう。

都道府県知事の指定を受けた事業所で販売されている特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。

#### 別途申請が必要です

#### 必要な書類

- 福祉用具購入費支給申請書
- 購入時の領収書原本
- 購入した福祉用具のパフレット  
(コピーでも結構です。)
- 福祉用具購入費理由書

### ■福祉用具購入費受領委任払いについて

利用者が、福祉用具購入費の1割～3割分を指定販売事業者を支払い、残りの給付金の受領を販売事業者に委任する方法です。

受領委任払いの取扱いをしていない販売事業者もありますので、直接ご確認ください。

### 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入されました

#### ●選択制の対象とする福祉用具の種目・種類

- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 単点杖(松葉づえを除く)
- 多点杖

# 住宅改修費支給

要介護1～5

## 介護予防住宅改修費支給

要支援1・2

手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための改修をする際、住宅改修費を支給します。

### ●住宅改修費支給の対象となる工事

- ①廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置
- ②段差解消
- ③滑り防止などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥①～⑤の改修に伴って必要となる工事



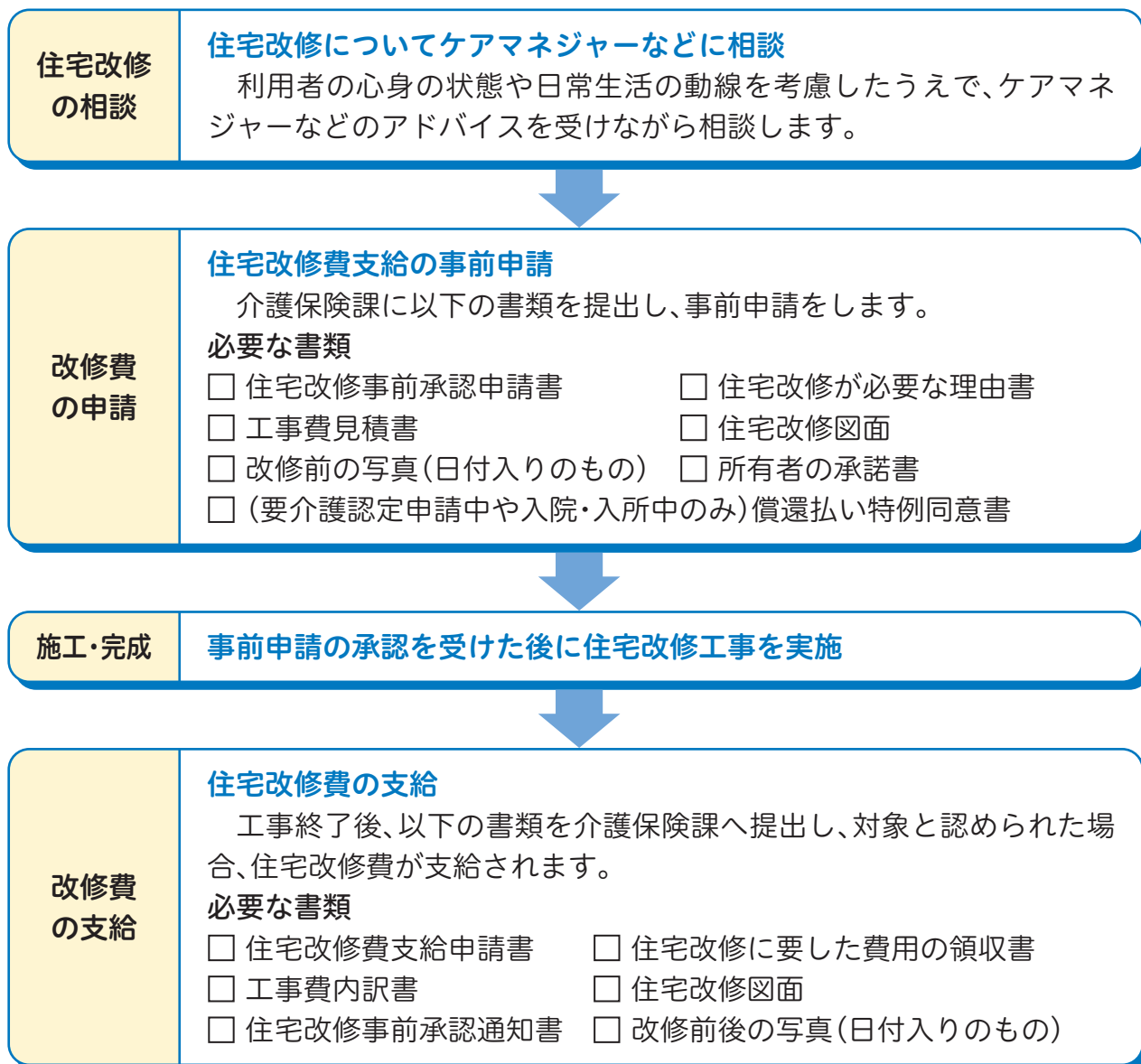
※対象となる工事をする場合、要介護(要支援)者一人当たり20万円まで申請できます。  
※被保険者証に記載されている住所地に居住している人が対象となります。  
※要介護(要支援)認定を受けていない方でも、住まいを改善する補助制度がございます。  
(P26～P27参照)



## 改修前に申請が必要です。

住宅改修費の支給を受ける際は、工事を始める前にあらかじめ介護保険課に申請書を提出し、審査を受ける必要があります。詳しくは介護保険課(☎64-1373)までお問い合わせください。

### 手順の簡単な流れ



### ■住宅改修費受領委任払いについて

利用者が、住宅改修費の1割～3割分を改修業者に支払い、残りの給付金の受領を改修業者に委任する方法です。

受領委任払いの取扱いをしていない改修業者もありますので、直接ご確認ください。

## 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

要介護1～5

在宅での生活や介護を受けることが困難な人が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所して、入浴や排せつ、食事など日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

※介護老人福祉施設への新規入所は、要介護3以上の人に限られます。ただし、やむを得ない事情があれば例外として新規入所が認められる場合があります。

## 介護老人保健施設

要介護1～5

病状が安定している人が、在宅での生活復帰を目指し、必要な医療や機能訓練、疾病後の自立への援助などを受けられます。医療と福祉を併せ持った施設です。

### サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介助
- 機能訓練や生活訓練などの必要な医療
- その他、医学的な管理下での介護など

〈広告〉



**YOUR Life Station**  
医療法人社団 石鎚会・社会福祉法人やすらぎ福祉会

**介護老人保健施設 やすらぎ苑**  
TEL : 0774-62-7722  
京田辺市同志社山手二丁目2番

**特別養護老人ホーム やすらぎの杜**  
TEL : 0774-68-5800  
京田辺市同志社山手二丁目1番地2

# 介護医療院

要介護1～5

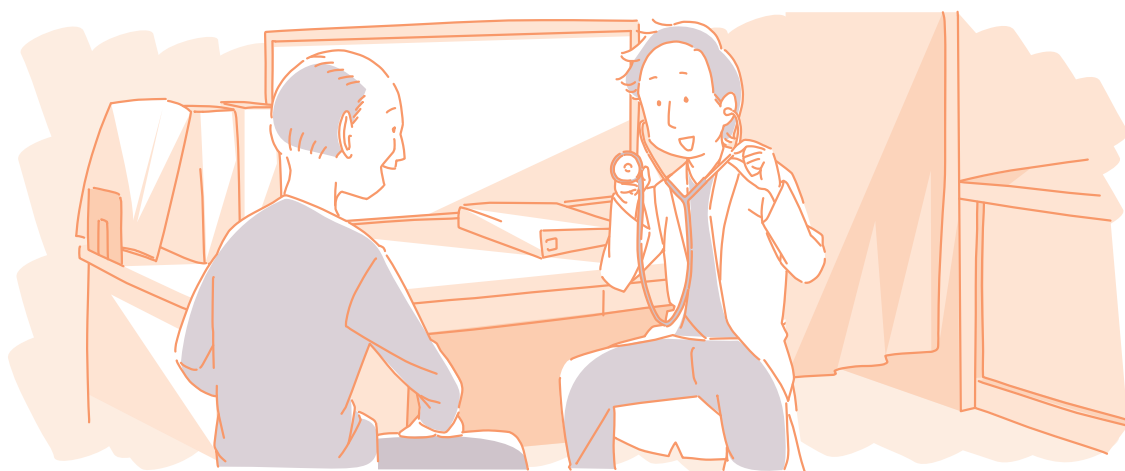
長期療養が必要な人が、入浴や排せつ、食事など日常生活上の支援や療養上の管理、機能訓練が受けられます。医療と生活施設の機能を併せ持った施設です。

## サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介助
- 療養上の管理
- 医学的管理下による介護
- 機能訓練など必要な医療など

### ■ 介護相談員について

京田辺市では、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに「介護相談員」を派遣しています。月2回程度、介護相談員が施設を訪問して、利用している介護サービスに関する相談に応じています。介護サービスへの要望・希望や疑問など、利用者と施設や行政との間の橋渡し役として問題解決に向けた手助けをします。相談員が訪問の際には気軽に声をおかけください。



## 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 要介護1~5

### 介護予防認知症対応型共同生活介護 要支援2

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、介護スタッフによる食事や入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練を、家庭的な環境のもとで受けることができます。(要支援1の人は利用できません。)

※入所中は、訪問系のサービスは介護保険では受けられません。

#### サービスの内容

- 介護スタッフの援助のもとでの日常生活
- 食事、入浴、排せつの介助
- 機能訓練やレクリエーション

## 認知症対応型通所介護 要介護1~5

### 介護予防認知症対応型通所介護 要支援1・2

認知症の高齢者を対象に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援などが日帰りで受けられます。

#### サービスの内容

- リフトバスなどによる送迎
- 看護師などによる健康チェックや日常生活動作訓練

- 食事の提供や入浴の介助  
※食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流など

### ■ 認知症の原因と症状について

認知症の原因の代表的なものに、以下のものがあります。

「アルツハイマー型」は、脳神経細胞が極端に減少し、脳が委縮して起こるもので、認知症に加えて人格の変化や精神症状を伴い、病状は比較的穏やかです。

「レビー小体型」の認知症は、大脳皮質などに、レビー小体という異常なタンパク質が出現することで起こります。認知症以外にもさまざまな症状がみられ、ぼんやりとしている時としていない時がある、見えないはずのものが見える(幻視)、パーキンソン症状などがあります。

「脳血管型」の認知症は、脳卒中の後遺症として起こる場合や、小さい脳梗塞によって徐々に出現するものがあります。物事の内容により認知症の程度が異なったり、感情のコントロールができなくなる感情失禁などがあります。

その他、疾病や大きな環境の変化、薬の副作用で出現する場合があります。いずれの場合も、初期の段階で専門医の診察や検査を受けることが大切です。

# 小規模多機能型居宅介護

要介護1～5

## 介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援1・2

京田辺市にお住みの方で、住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続することができるように、「通い」(デイサービス)を中心に、「訪問」(ホームヘルプ)と「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせる利用することができます。

### サービスの内容

- 通い(デイサービス)  
リフトバスなどによる送迎、入浴や食事の提供、レクリエーションなど高齢者同士の交流など
- 訪問(ホームヘルプ)  
自宅にて入浴、排せつの介助などの身体介護や調理、掃除などの生活援助など
- 泊まり(ショートステイ)  
通いと同じ場所で同じスタッフの見守りによる滞在など  
※食費・宿泊費については別途自己負担があります。

# 地域密着型通所介護

要介護1～5

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援などが日帰りで受けられます。

### サービスの内容

- リフトバスなどによる送迎
- 看護師や保健師などによる健康チェックや日常生活動作訓練
- 食事の提供や入浴の介助  
※食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流など



## 介護保険サービス利用者負担の軽減があります。

介護保険サービス利用の上で、低所得の人に配慮した負担軽減制度や、自己負担額が高額にならないような制度があります。

## 高額介護サービス費支給

介護保険適用分の利用者負担額が月額上限を超えた場合、その超えた分を高額介護サービス費として支給します。

※令和8年8月から年金収入等の基準が変わります。( )内が令和8年8月からの基準となります。

利用者負担段階区分	利用者負担額の月額上限
生活保護受給者	個人 15,000円
市町村民税非課税世帯で、前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80.9(82.65)万円以下など	個人 15,000円 世帯 24,600円
市町村民税非課税世帯で、上記以外の人	世帯 24,600円
市町村民税課税世帯～課税所得380万円(年収約770万円)未満の所得者の世帯の人	世帯 44,400円
市町村民税課税世帯で、課税所得380万円(年収約770万円)以上～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の所得者のいる世帯の人	世帯 93,000円
市町村民税課税世帯で、課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の所得者のいる世帯の人	世帯 140,100円

## 対象となる費用・主な支給要件

### 対象となる利用者負担

- ① 居宅介護サービス費にかかる利用者負担  
(介護保険給付以外のサービスや福祉用具購入費・住宅改修費は含みません。)
- ② 施設介護サービス費にかかる利用者負担  
(介護保険給付以外のサービスや食費・居住費は含みません。)

### 主な支給の要件

- 1か月に利用した介護サービスの利用者負担額が上記の金額を超えた場合
- 同一世帯に複数の利用者がある場合は、全員の利用者負担分を合算した額が上記金額を超えた場合

※必要な書類や詳しい手続きについては、介護保険課(☎64-1373)までお問い合わせください。

## 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担額(※)を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給されます。

(※)医療保険の高額療養費及び介護保険の高額介護サービス費の適用を受けた上での自己負担額のことです。

# 特定入所者介護(予防)サービス費支給

介護保険施設を利用している間の食費・居住費や、ショートステイを利用している間の食費・滞在費の負担が重くなりすぎないように限度額が設けられます。認められると「介護保険負担限度額認定証」をお渡しします。

※令和8年8月から年金収入等の基準が変わります。( )内が令和8年8月からの基準となります。

利用者負担区分	対象となる人		
第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階②	生活保護受給者		
	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税	老齢福祉年金受給者	かつ預貯金等の合計が1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること
		本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額の合計が年額80.9(82.65)万円以下の人	かつ預貯金等の合計が650万円以下、夫婦で1,650万円以下であること
		本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額の合計が年額80.9(82.65)万円超120万円以下の人	かつ預貯金等の合計が550万円以下、夫婦で1,550万円以下であること
本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額の合計が年額120万円超の人	かつ預貯金等の合計が500万円以下、夫婦で1,500万円以下であること		

## ●一日あたりの負担限度額 (単位:円)

※令和8年8月から食費・居住費の金額が変わります。( )内が令和8年8月からの金額となります。

利用者負担区分	食費施設	食費短期入所	居住費						
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室Ⅰ 特養特養ショート	多床室Ⅱ 左記以外 室料あり	多床室Ⅲ 左記以外 室料なし
					特養特養ショート	左記以外			
第1段階	300	300	880	550	380	550	0	0	0
第2段階	390	600	880	550	480	550	430	430	430
第3段階①	650 (680)	1,000 (1,030)	1,370	1,370	880	1,370	430	430	430
第3段階②	1,360 (1,420)	1,300 (1,360)	1,370 (1,470)	1,370 (1,470)	880 (980)	1,370 (1,470)	430 (530)	430 (530)	430

## ●軽減対象となるサービス

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院の食費・居住費ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)の食費・滞在費

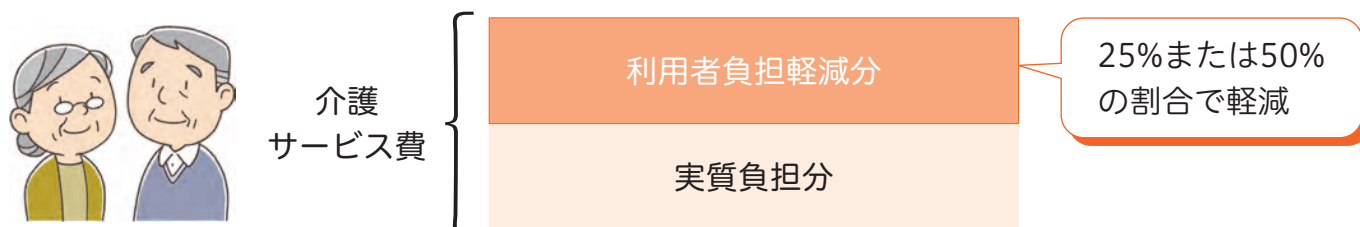
※通所系サービスで提供される食費は対象外です。

※必要な書類や詳しい手続きについては、介護保険課(☎64-1373)までお問い合わせください。

## 低所得者負担軽減

### (社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置)

介護保険のサービスは1割～3割負担で利用いただけますが、低所得の人については、自己負担分の軽減を行います。申請により認められると「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」をお渡しします。



### 対象となる人

#### ●対象要件

市町村民税非課税世帯で以下の要件にすべて該当する人が対象です。

- ①年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下であること
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額以下であること

- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

#### ●軽減の内容

区分	軽減割合
生活保護受給者	100%
老齢福祉年金受給者	50%
上記の者以外	25%

### 軽減対象となるサービス

居宅サービス費、施設サービス費、食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(食費・居住費などの軽減は、特定入所者介護(予防)サービス費が支給されている場合のみ。生活保護受給者は個室の居住費のみ)

※住宅改修費や福祉用具購入費、日常生活費などの保険給付外分は対象外です。

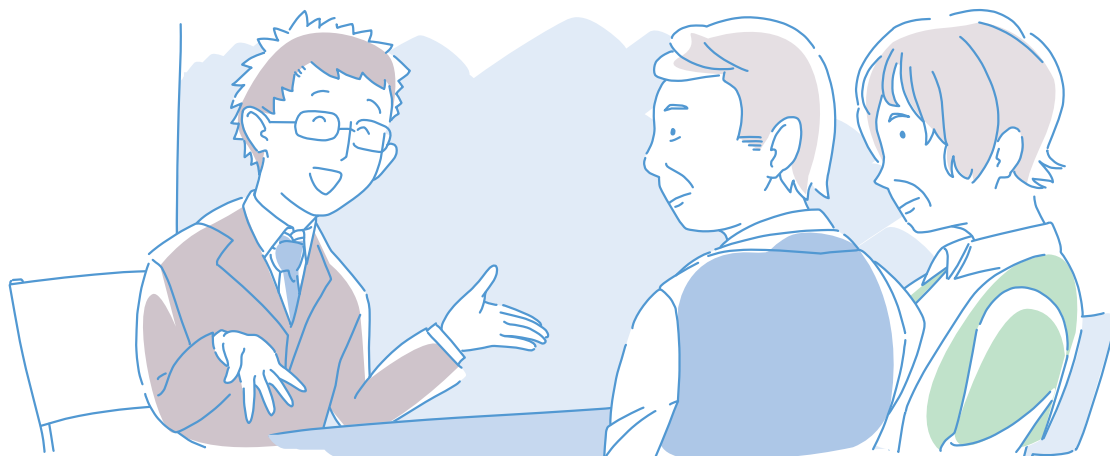
※必要な書類や詳しい手続きについては、介護保険課(☎64-1373)までお問い合わせください。

## 紙おむつ支給サービス(市町村特別給付)

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援1・2及び・要介護1 (※主治医意見書において、失禁にチェックがある者) (※認定調査項目にて、失禁・失便があると認められる者)</li> <li>・要介護2～5</li> <li>・在宅の者(入院中・介護保険施設の入所中は不支給)</li> <li>・介護保険料を滞納していないこと</li> </ul>
支給額	毎年4月1日を基準とする要介護度で決定 要支援、要介護1～3:年間36,000円が上限 要介護4・5:年間60,000円が上限
自己負担額	無し
支給方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年申請が必要</li> <li>・事業者配達を選択方式</li> <li>・給付券配付(チケット)方式</li> </ul>
対象商品	紙おむつ(平版タイプ・パンツタイプ・尿取りパッド・リハビリパンツ)、おむつカバー

## 家族介護用品補助金支給事業

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護4, 5で在宅で介護を受けている者</li> <li>・所得制限あり(非課税世帯のみ)</li> </ul>
支給額	月3,000円が上限
自己負担額	無し
支給方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請方式(毎月)</li> <li>・償還払いによる支給</li> <li>・購入時のレシート又は領収書が必要 ※自己負担が発生していない領収書は対象外(例:市町村特別給付を利用している方で保険金額で購入しているなど)</li> </ul>
対象商品	紙おむつ(平版タイプ・パンツタイプ・尿取りパッド・リハビリパンツ)、おむつカバー、使い捨て手袋、清拭材、介護用おしりふき、ドライシャンプー



# 介護予防安心住まい推進事業費助成金支給事業 高齢者向け居住設備改善費補助金支給事業

在宅の高齢者が安心して生活できるように住まいを改善する費用の一部を補助します。

## 対象となる人・補助率

制度名	介護予防安心住まい推進事業費助成金 支給事業	高齢者向け居住設備改善費補助金 支給事業
条件	日常生活において居住設備改善が必要と認められる(チェックリスト※1に該当がある)、在宅生活を送っている65歳以上の人で、工事前の申請時において介護保険の認定を受けておらず、認定を受けるための申請もしていない人 市町村民税非課税世帯である人	京田辺市税を滞納していない人
補助率	3分の2	2分の1
支給上限額	16万円	10万円

※1 対象者確認用チェックリストについては、高齢者支援課の窓口にて配架しています。

※両制度を合わせて、1つの住宅につき1回までの支給となります。

※支給額の1,000円未満は切捨てます。

### <改修費用22万円の場合の支給例>

#### ● 介護予防安心住まい推進事業費助成金支給事業の場合

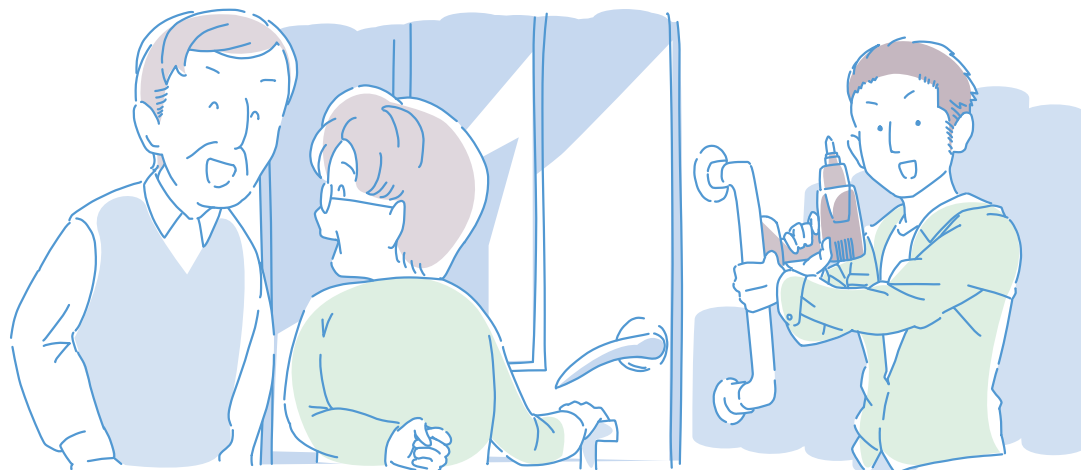
22万円に対して、補助率が3分の2で1,000円未満を切り捨てますので、支給額は146,000円となり、74,000円が自己負担となります。

#### ● 高齢者向け居住設備改善費補助金支給事業の場合

22万円に対して、補助率が2分の1で支給上限額が10万円ですので、支給額は10万円となり、12万円が自己負担となります。

#### ● 補助の対象となる工事

- ①廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置
- ②段差解消
- ③滑りの防止などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他①～⑤に伴って必要となる工事



## 必要な書類

### 工事前に…

- 京田辺市介護予防安心住まい推進事業費助成金交付申請書(京田辺市高齢者向け居住設備改善費補助金交付申請書)
- 対象者確認用チェックリスト
- 改善に要する経費の見積書
- 平面図(改善箇所朱書)
- 改善前の現況写真(日付入り)
- 改善の対象となる住宅の所有者の承諾書(対象者と所有者が異なる場合のみ)

### 工事後に…

- 京田辺市介護予防安心住まい推進事業費完了届兼助成金請求書(京田辺市高齢者向け居住設備改善費完了届兼補助金請求書)
- 領収書
- 改善箇所が確認できる平面図(改善後の箇所朱書)
- 改修箇所の写真(日付入り)

## 手続の簡単な流れ

### 書類の提出

申請書、対象者確認用チェックリスト、改善に要する経費の見積書、平面図(改善箇所朱書)、改善前の現況写真(日付入り)、改善の対象となる住宅の所有者の承諾書を高齢者支援課まで提出してください。

※工事内容の相談は、京田辺市地域包括支援センター(あんあん市役所 ☎63-1268、あんあん常磐苑 ☎68-1310、あんあん宝生苑 ☎68-0705)などでお受けします。

### 審査決定・工事開始

高齢者支援課にて、審査を行い工事の決定を行います。決定通知書を受け取ってから、工事を開始してください。審査には3週間ほどかかります。

また、決定後工事内容や金額に変更が生じた場合は、変更申請が必要です。

### 工事完了と支給

工事が終わりましたら、工事代金の全額を工事業者にお支払いください。その後、工事完了届兼補助金請求書、領収書、改善箇所が確認できる平面図(改善後の箇所朱書)、改善箇所の写真を高齢者支援課まで提出してください。

※登録業者では受領委任払いもできますので、詳しくは直接工事業者に確認してください。

# 介護予防・日常生活支援総合事業について

要支援に認定された人や事業対象者と判定された人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の人利用できる「一般介護予防事業」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。(詳細は別冊「京田辺市介護予防・日常生活支援総合事業のご案内」を参照ください)

まずは、地域包括支援センターへ連絡してください。  
 あんあん市役所(☎63-1268)、あんあん常磐苑(☎68-1310)、あんあん宝生苑(☎68-0705)

介護認定申請で要支援1・2と認定された人

利用できるサービス

基本チェックリストにより事業対象者と判定された人

利用できるサービス

65歳以上のすべての人

利用できるサービス

## 介護予防・生活支援サービス事業

【介護予防相当サービス(訪問・通所型)】

【基準緩和型サービス(訪問・通所型)】 (注2)

【住民主体型サービス(通所型)】

【短期集中予防サービス(通所型)】

## 一般介護予防事業等

地域の居場所やボランティアなど、介護予防に関する活動

- (注1) 事業対象者とは、要支援(要介護)状態となることを予防するために支援を行う必要があると判断した者で、「基本チェックリスト」により該当者となる人。  
 (注2) 基準緩和型サービスを利用できる事業対象者は、短期集中予防サービスを利用した人に限ります。



# その他の保健・福祉サービス

介護保険以外の保健福祉サービスについては、問い合わせ先にご連絡ください。

制度の名前	内容／対象	問い合わせ先
高齢者いきいきポイント事業	<p><b>内容</b> 介護保険施設などでのボランティア実績に応じてポイントを付与します。ポイントをもとに年間5,000円を上限として交付金を申請できます。</p> <p><b>対象</b> 介護認定のない60歳以上の人(事前講習会の受講が必要です。)</p>	
独居高齢者等24時間安心見守り事業	<p><b>内容</b> 心身の状態から安否確認が必要な人に緊急通報装置を貸し出し、緊急時の連絡手段を確保します。また、定期的に安否確認を実施します。</p> <p><b>対象</b> 電話を保有し、世帯員に市税の滞納がない人で、以下のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 85歳以上で疾病がある人</li> <li>● 75歳以上で疾病があり、自宅と同一の敷地内に65歳未満の人が居住していない人</li> <li>● 65歳以上で発作を誘発する疾病があり、自宅と同一の敷地内に65歳未満の人が居住していない人</li> </ul>	
高齢者生活支援ヘルパー派遣	<p><b>内容</b> 一時的な疾病等により、一定期間のみ支援が必要な高齢者世帯にヘルパーを派遣して家事をお手伝いします。</p> <p><b>対象</b> 65歳以上の独居・高齢者世帯の人(介護保険認定者は対象外)</p>	高齢者支援課 ☎63-1307
日常生活用具給付事業	<p><b>内容</b> 在宅の高齢者が安心して生活を送れるよう、電磁調理器・自動消火器を給付します。</p> <p><b>対象</b> 65歳以上の独居・高齢者世帯の人で、市町村民税非課税世帯の人</p>	
高齢者補聴器購入費助成事業	<p><b>内容</b> 聴力機能の低下により日常生活に支障のある高齢者に対し、補聴器購入費の2分の1を助成します。(上限額20,000円)</p> <p><b>対象</b> 65歳以上の中等度難聴の人(聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象となる方を除く)</p>	
養護老人ホームの入所	<p><b>内容</b> 環境上の理由や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者が入所する施設です。(収入により費用負担あり)</p> <p><b>対象</b> 65歳以上の高齢者で、家族からの虐待などにより環境上・経済的理由で、在宅において生活することが困難な人</p>	
高齢者生活応援事業	<p><b>内容</b> 本市シルバー人材センターへ家具等の移動や、家具の転倒防止器具取付け等を依頼する際にかかる費用を補助します。(補助上限額3,000円 1世帯につき年1回まで)</p> <p><b>対象</b> 70歳以上の人</p>	京田辺市 シルバー人材センター ☎64-8822 高齢者支援課 ☎63-1307

制度の名前	内容／対象	問い合わせ先
SOS ネットワーク 事前登録事業	<p><b>内容</b> 認知症により行方不明になるおそれのある高齢者などを事前に登録することで、早期発見・保護につながります。</p> <p><b>対象</b> 市内在住の65歳以上で認知症により行方不明になるおそれのある高齢者や若年性認知症の診断を受けた人</p>	京田辺市地域包括支援センター あんあん市役所 ☎63-1268 あんあん常磐苑 ☎68-1310 あんあん宝生苑 ☎68-0705
認知症高齢者等 GPS 利用助成事業	<p><b>内容</b> 行方不明になる可能性がある認知症高齢者に対し、GPS(位置探索サービス)利用の助成を行います。(初期導入費用のみ対象、上限1万円)</p> <p><b>対象</b> SOSネットワークに事前登録している方</p>	
総合相談事業	<p><b>内容</b> 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな相談をお受けします。</p> <p><b>対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内在住の65歳以上の高齢者とその家族</li> <li>40歳から64歳で、特定疾病が原因となって介護が必要な人</li> </ul>	
老人福祉 センター	<p><b>内容</b> 高齢者が健康で明るい生活を送れるように、交流の場を提供しています。来所の際には、公共交通機関をご利用ください。</p> <p><b>対象</b> 市内在住の60歳以上の人</p>	老人福祉 センター常磐苑 ☎62-3643
ふとん丸洗い サービス事業	<p><b>内容</b> 寝たきりなど常時介護の必要な高齢者が使用している寝具について、ふとんの丸洗いを実施します。(年2回まで利用:無料)</p> <p><b>対象</b> 60歳以上で、在宅の寝たきりなどの人</p>	
家族介護教室 事業	<p><b>内容</b> 介護に対する正しい知識・技術の習得などの講座を開催しています。</p> <p><b>対象</b> 京田辺市在住で、介護している人や介護に関心のある人</p>	京田辺市社会 福祉協議会 ☎68-5005
介護者交流会・ リフレッシュ 事業	<p><b>内容</b> 高齢者などを介護している介護者のみなさんを対象にリフレッシュや介護者同士の交流の場を提供します。</p> <p><b>対象</b> 京田辺市在住で、要介護者などの介護をしている人</p>	
給食サービス	<p><b>内容</b> 独居の人や高齢者世帯の人へ配食サービスを通じて、安否確認・友愛活動を行います。(月2回:無料)</p> <p><b>対象</b> おおむね70歳以上の独居もしくは介護を要する状態の人がいる高齢者世帯で友愛訪問が必要な人</p>	京田辺市社会 福祉協議会 ☎62-2222
ふれあい テレホン サービス事業	<p><b>内容</b> 高齢者の不安の解消と安否確認のために、電話にてお話しする機会を設けます。</p> <p><b>対象</b> おおむね65歳以上の高齢者(独居・昼間独居・高齢者世帯など)、障がいのある人</p>	

制度の名前	内容／対象	問い合わせ先
福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)	<p><b>内容</b> 福祉サービスを利用するための手続きが、よく分からなかったり、日常的な金銭管理をするのが、一人では不安な人のお手伝いをします。(相談無料、利用料1時間1,200円。ただし、生活保護、市町村民税非課税世帯は無料)</p> <p><b>対象</b> 認知症・物忘れのある人、知的や精神に障がいのある人。(認知症の診断や療育手帳・精神保健福祉手帳は必要ありません。)</p>	京田辺市社会福祉協議会 ふれあい相談室 ☎62-5447
おたっしや応援事業	<p><b>内容</b> 高齢者の自立生活を支援するために看護師による健康相談やレクリエーションなどを実施します。 毎月1回～年に数回 地域の公民館にて実施</p> <p><b>対象</b> 市内在住で、心身機能が低下し、閉じこもりがちな人</p>	京田辺市社会福祉協議会 ☎68-5005 高齢者支援課 ☎63-1307
健康教室	<p><b>内容</b> 各地域の公民館などで、健康寿命の延伸や生活習慣病予防などをテーマとした「健康教室」を行っています。</p> <p><b>対象</b> 市民</p>	
高齢者インフルエンザ予防接種 (定期接種)	<p><b>内容</b> 重症化しやすいインフルエンザ予防のために、ワクチンを公費にて接種します。詳細は各戸配布広報(9月)を確認してください。 一部負担額 1,500円(参考 令和7年度) 生活保護・市町村民税非課税世帯などは無料(要事前申請)</p> <p><b>対象</b> 65歳以上の人、60歳以上65歳未満で一定の障がいのある人(心臓・腎臓・呼吸器機能障害などで身体障害者手帳1級相当の人)</p>	
高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種 (定期接種)	<p><b>内容</b> 重症化しやすい新型コロナウイルス感染症予防のために、ワクチンを公費にて接種します。詳細は各戸配布広報(9月)を確認してください。 一部負担額 5,000円(参考 令和7年度) 生活保護・市町村民税非課税世帯などは無料(要事前申請)</p> <p><b>対象</b> 65歳以上の人、60歳以上65歳未満で一定の障がいのある人(心臓・腎臓・呼吸器機能障害などで身体障害者手帳1級相当の人)</p>	健康推進課 ☎64-1335
高齢者用肺炎球菌ワクチン接種 (定期接種)	<p><b>内容</b> 高齢者の肺炎の主要な原因である「肺炎球菌による肺炎」を予防するために、ワクチンを公費にて接種します。 詳細は65歳になった翌月に送付する案内にて確認してください。 一部負担額 4,000円(参考 令和8年度) 生活保護・市町村民税非課税世帯などは無料(要事前申請)</p> <p><b>対象</b> 65歳(接種日現在) 60歳以上65歳未満で一定の障がいのある人(心臓・腎臓・呼吸器機能障害などで身体障害者手帳1級相当の人)</p>	

制度の名前	内容／対象	問い合わせ先
<p>高齢者帯状疱疹ワクチン予防接種(定期接種)</p>	<p><b>内容</b> 高齢者の帯状疱疹を予防するために、ワクチンを公費にて接種します。接種を希望する方は6月に送付するハガキで健康推進課へ申込をしてください。 一部負担額:生ワクチン1回(3,000円)または組換えワクチン2回(合計15,000円)(参考 令和8年度) 生活保護・市町村民税非課税世帯などは無料(要事前申請)</p> <p><b>対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●今年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人</li> <li>●60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある人(身体障害者手帳1級相当の人)</li> </ul>	
<p>訪問指導</p>	<p><b>内容</b> 生活習慣病予防などを目的に療養上指導が必要と思われる人に、保健師などが訪問し、専門的な指導・相談を行います。</p> <p><b>対象</b> おおむね40歳以上の人で、療養上指導が必要と思われる人とその家族</p>	<p>健康推進課 ☎64-1335</p>
<p>こころの健康相談</p>	<p><b>内容</b> 「老人性うつ」や「気分が落ち込む」など、心の悩みを持つ人を対象に専門医による個別相談を行います。</p> <p><b>対象</b> 市民(本人及びその家族)</p>	
<p>一般健康相談</p>	<p><b>内容</b> 医師・栄養士・保健師などによる個別の健康相談を行います。必要に応じて血圧測定なども実施します。</p> <p><b>対象</b> 市民(本人及びその家族)</p>	
<p>はり・きゅうマッサージ 施術費助成事業</p>	<p><b>内容</b> 高齢者の健康保持増進を図るために、はり・きゅう・マッサージの施術費の一部を助成します。(1回2,000円を助成)</p> <p><b>対象</b> 市内在住の65歳以上の高齢者</p>	<p>国保医療課 ☎64-1374</p>
<p>京田辺市 にここ収集</p>	<p><b>内容</b> 一人暮らしの高齢者や障がいのある人の在宅生活を支援するため、家庭ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、ごみの戸別収集を行っています。</p> <p><b>対象</b> ホームヘルプサービスを現に利用し、かつ、ごみを収集場所まで持ち出すことが困難で、以下のいずれかに該当する人のみで構成される世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳以上の高齢者で、要介護1以上の認定を受けた人</li> <li>●身体障害者手帳1級または2級に該当する人</li> <li>●療育手帳Aに該当する人</li> <li>●精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人</li> </ul>	<p>清掃衛生課 ☎68-1288</p>

# 訪問歯科診療



寝たきりや身体が不自由で  
通院できない方のために

歯医者さんが **直接** おうかがいします。



当院では、寝たきりや身体が不自由で通院できない方のために、ご自宅や施設に、直接  
おうかがいして歯科治療や口腔ケアを行っています。歯科医師、スタッフ等は感染予防対策を  
行っておうかがいしますので、安心してご自宅や施設で治療が受けられます。

訪問日 / 月～土曜日



訪問歯科専用車両「カムカム号」



料 金	訪問歯科診療は保険診療で受診することができます。 基本的に国民健康保険と介護保険とで行います。交通費などはいただきません。
診 療 内 容	●虫歯の治療 ●義歯の清掃・調整・裏うち・作成・修理 ●歯周病の治療 ●口腔ケア:スケーリング(歯面に付着した歯垢の除去) 歯科医院で行う治療がご自宅や施設でうけることが可能です。 また歯科衛生士による歯垢を取り除くための正しいブラッシングの指導も行います。
訪 問 エ リ ア	京都府宇治市、城陽市、久御山町、京田辺市、綴喜郡、京都市山科区、南区、伏見区、 下京区、東山区、中京区、左京区、右京区、西京区、長岡京市、向日市、大山崎町 など。 当医院を中心とした半径16キロが訪問可能エリアとなります。

詳細についてはお電話でご相談ください

☎ 0774-23-5553

☎ 0120-44-8241

医療法人 谷歯科医院

〒611-0021 京都府宇治市宇治下居5番地 谷ビル  
宇治市役所前

Tel:0774-23-5553 Fax:0774-24-3719  
http://www.tani-dental.com



ホーム  
ページ



院長 谷 昇



# あじさいのもり 京田辺

あじさいのもりは、  
心の拠り所となるような安全な場所の提供や、  
ご家族様の精神的な負担の軽減、  
働くスタッフのライフスタイルに合わせて  
できる限り寄り添い  
“Quality Of Life”の向上を目指します。

小さい花びらが寄り集まって咲く  
あじさいのように、全ての利用者様が、  
自分らしい彩りある暮らしを実現できるよう  
お手伝いをさせていただきます。

## サービス付き高齢者向け住宅 あじさいのもり 京田辺



サービス付き  
高齢者向け住宅  
訪問介護

心の拠り所となるような安全なサービス付き高齢者向け住宅  
をご提供しております。ご利用者様一人ひとりの状態に合わ  
せ柔軟な対応をおこなっております。安心して生活が出来る  
場所、それがサービス付き高齢者向け住宅「あじさいのもり」  
です。



訪問看護

京田辺市を中心に、療養を必要とする方のご自宅へ定期的  
に訪問させていただき、主治医の指示に基づいて点滴や注  
射など、病状に応じた専門的なケアを行います。  
エリアは、京都市内・山科・醍醐・京田辺に対応しております。

サービス付高齢者向け住宅内の  
訪問看護・訪問介護  
個人宅への在宅看護

どうしたらいいかわからない時はお  
気軽にご相談下さい。1人1人に合  
った最適なプランをご提案させて頂  
きます。

〒610-0311 京田辺市草内西垣内10番地

☎ 0774-64-7080